

# 仕様書（案）

## 1 件名

文京区国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託

## 2 目的

本業務は、糖尿病性腎症の重症化予防が期待される患者に対し、かかりつけ医と連携した予防事業を実施することにより、患者のQOL(生活の質)を高め、糖尿病性腎症の重症化による透析治療への移行を阻止又は遅らせることを目的とする。

## 3 事業概要

文京区（以下「区」という。）は、文京区国民健康保険の被保険者のうち糖尿病性腎症の重症化が予見される者を特定し、事業に必要な当該対象者の個人情報を受託者に提供する。

受託者は、対象者のうち糖尿病治療中の者から保健指導希望者を募集し、保健指導希望者に対して個々の支援計画を提供するほか、保健師、管理栄養士、看護師等による保健指導を行い、生活習慣全般に係るマネジメントを行う。

また、糖尿病未治療者に対しては、書面及び電話による医療機関への受診勧奨を行い、医療機関への受診が明らかになった者及び医療機関に通院を開始した者に対して、保健指導の利用勧奨を行う。

加えて、令和3年度の保健指導終了者に対し、フォローアップ保健指導を実施する。

### (1) 対象者の抽出基準

ア 保健指導及び医療機関への受診勧奨

令和3年度文京区国民健康保険特定健康診査受診者のうち、以下の①かつ②に該当する者

① 空腹時血糖126ml/dl以上 又は HbA1c6.5%以上

② eGFR60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満 又は 尿蛋白（±）以上

イ フォローアップ

令和3年度保健指導終了者

### (2) 対象者の想定人数

ア 募集案内 310人

イ 保健指導利用勧奨 175人

ウ 医療機関への受診勧奨 135人

エ 保健指導の上限 30人

オ フォローアップ保健指導の上限 20人

## 4 履行場所

文京シビックセンター（文京区春日一丁目16番21号）及び文京区指定場所

## 5 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 6 委託内容

### (1) 保健指導希望者の募集等

受託者は、区より提供された対象者リストに基づき、糖尿病治療中の対象者に保健指導案内書等を送付し、保健指導利用申込書による受付及び電話勧奨を行う。

なお、詳細については別紙特記仕様書1のとおり。

### (2) 保健指導の実施

保健指導の実施に当たっては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成31年4月25日改定（平成28年3月24日に日本医師会、日本糖尿病対策推進協議会会議及び厚生労働省において締結された、糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定に基づくもの）、「糖尿病治療ガイド」（日本糖尿病学会編）及び「CKD診療ガイド」（日本腎臓学会・著）に基づいて実施するものとする。

また、当該保健指導は当該年度中に完了するものとして、次年度にまたがらないように行うものとする。

なお、詳細については別紙特記仕様書2のとおり。

### (3) 医療機関受診勧奨の実施

受託者は、区より提供された対象者リストに基づき、糖尿病未治療者に対し、医療機関への受診を促す文書等を送付し、電話による受診勧奨を実施する。

また、当該勧奨電話により医療機関への受診が明らかになった者及び医療機関に通院を開始した者に対して、保健指導の利用勧奨を行う。

なお、詳細については別紙特記仕様書3のとおり。

### (4) フォローアップ保健指導の実施

受託者は、区より提供された対象者リストに基づき、令和3年度の糖尿病性腎症重症化予防事業終了者に対し、保健指導終了後における状況確認及びフォローアップ保健指導を実施する。

なお、詳細については別紙特記仕様書4のとおり。

### (5) 事業報告及び評価

受託者は、本業務の実施による効果分析を行うため、最終月の保健指導（フォローアップ保健指導も含む。）の完了後、募集の状況、指導の実績等について事業報告を行い、指導終了者については検査値の推移等による事業評価を行い、その結果を「事業報告書兼評価書」として区へ提出する。

なお、事業報告書兼評価書の内容は、区と受託者の協議の上定めることとする。

また、区から資料等の作成及び提出を求められたときは真摯に対応すること。

## 7 スケジュール（予定）

時期	保健指導及び医療機関受診勧奨	フォローアップ保健指導
令和4年5月	案内書等の内容協議、決定	
令和4年6月下旬	対象者リストの提供	
令和4年7月初旬	案内書等の送付 保健指導希望者の受付開始 保健指導利用勧奨電話の開始	
令和4年7月上旬	医療機関受診勧奨の開始	
令和4年8月上旬	保健指導利用者の決定	案内書等の内容協議、決定
令和4年8月下旬	保健指導の開始	対象者リストの提供
令和4年9月上旬		案内書等の送付 保健指導希望者の受付開始 保健指導利用勧奨電話の開始
令和4年9月下旬		保健指導利用者の決定
令和4年10月上旬		保健指導の開始
令和4年10月15日	第一回請求（9月末締め）	
令和5年1月15日	第二回請求（12月末締め）	
令和5年3月上旬	保健指導、医療機関受診勧奨及びフォローアップ終了	
令和5年3月下旬	納品完了（事業報告書兼評価書）	
令和5年4月15日	第三回請求（3月末締め）	

## 8 納品物及び納入期限

No.	納品物	納入期限（予定）
1	保健指導案内書等発送文書のサンプル	令和4年4月
2	保健指導募集結果リスト	令和4年7月下旬
3	医療機関受診勧奨実施報告書	～8月初旬
4	フォローアップ保健指導案内書等発送文書のサンプル	令和4年7月
5	フォローアップ募集結果リスト	令和4年9月中旬
6	指導完了報告書（月次）・かかりつけ医あて報告書	令和4年8月上旬 ～令和5年3月上旬
7	事業報告書兼評価書	令和5年3月下旬

納品物はワード又はエクセルファイル等で作成し、電子媒体（CD-R等）に格納の上、受託側担当者が事業執行側担当者へ、手渡しで納品すること。

## 9 実施体制

- (1) 受託側担当者（正・副）を置くとともに、委託契約の履行に当たっては、十分な人員を確保すること。

また、受託側担当者不在時等の連絡体制も整えること。さらに、対象者及びかかりつけ医等からの問い合わせに速やかに対応できるよう、組織内の責任者への連絡体制を構築すること。

- (2) 受託者は、従事者に対して、委託契約の履行に必要な知識を事前に習得させるため、事業所内の研修体制の充実を図ること。

また、受託者は、この委託契約の履行に当たっては、従事者の保健指導のスキルの向上や品質の確保のための取組を行うこと。

## 10 事故対応

事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。

また、受託者は、保健指導利用者が事故にあった時や保健指導利用者との間にトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに事業執行担当者に報告しなければならない。

## 11 実地検査

- (1) 区は、受託者がこの委託契約を適切に実施していることを確認するため、実地検査を行うことができる。

受託者は実地検査に協力するとともに、区の求めに応じて資料を提出すること。

- (2) 実地検査の結果から、受託者によるこの委託契約が適切に実施されていないと区が認める場合、区は受託者に対して業務の改善を勧告することができる。

受託者は改善勧告を受けた場合、直ちにこれに応じるものとする。

## 12 個人情報の適切な管理

受託者は、個人情報を取り扱う業務を履行するときは、以下の措置を講じる。

- (1) 個人情報の管理要領等を定め、適切な収集や管理等に係る規定類を整備すること。
- (2) 個人情報の管理者を設置し、受託者における個人情報等保護の責任、役割分担を明確化する等、体制を整備すること。
- (3) 個人情報を取り扱う従事者（非常勤、アルバイト等を含む。）に対し、研修等を年1回以上実施すること。
- (4) 個人情報を記録した帳票等の媒体は、施錠できるキャビネット等に保管すること。
- (5) 個人情報等を管理するコンピューターについて、情報セキュリティ事故対策（パスワードによるアクセス制御等）を講じること。
- (6) その他本業務に係る個人情報は、配慮を要する情報であることに鑑み、慎重な対応をすること。

## 13 契約不適合責任

契約納品物に契約不適合（上記8に定める納品物の記載の内容と不一致があることをいう。）がある場合は、委託者は受託者に対して当該不適合の修補を請求し、又は修補に

代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該不適合が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、区は修補を請求することができない。

## 14 支払方法

実施に応じた従量制とし、検査合格後、受託者の請求書に基づき、計3回で支払うものとする。受託者は9月、12月、3月の月末で締め、翌月15日までに請求件数の根拠となる資料の報告とともに、書面にて請求をすること。

## 15 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本業務で収集し、知り得た情報は漏らしてはならない。  
なお、これは本業務終了後も継続する。
- (4) 本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）を遵守すること。
- (5) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を順守すること。
- (6) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）のほか、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (7) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するように努めること。
- (8) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成29年3月14日付28文総総第1311号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

## 16 連絡先

契約事務担当 : 総務部契約管財課契約係 電話 03 (5803) 1150  
事業執行担当者 : 福祉部国保年金課管理係 内宮・堅木 電話 03 (5803) 1191